

広島市規則第40号

令和7年3月31日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「配偶者、」を「職員の扶養親族である者（配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が所有する住宅及び配偶者、」に改め、「（条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び職員の扶養親族である者が所有する住宅」を削る。

第9条の4に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第9条の5に後段として次のように加える。

前条第4項に規定する場合においても、同様とする。

第9条の7第1項中「欠くに至った日」の右に「（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日後の日で市長が定める日）」を加える。

第10条の5第4項第2号中「切り捨てる」を「切り上げる」に改める。

第10条の16に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第10条の17に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第10条の18第1項中「欠くに至った日」の右に「（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日後の日で市長が定める日）」を加える。

第21条の2第4項を次のように改める。

- 4 次に掲げる場合には、条例第18条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第18条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第18条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

別表第1の2種の項及び3種の項中「出資法人経営改革推進室長」の右に「及びデジタル行政推進室長」を加え、同表6種の項中「玖谷埋立地管理事務所長」を「恵下埋立地管理事務所長」に改める。

別表第4の備考を次のように改める。

備考

- 1 定年前再任用短時間勤務職員に対するこの表の適用については、同表中「3級の職員（市長が定める職員に限る。）」とあるのは「3級の職員（当該職務の級より下位の職務の級に属するものを含む。）」と、「2級の職員（市長が定める職員に限る。）」とあるのは「2級の職員（当該職務の級より下位の職務の級に属するものを含む。）」と、「1級の職員（市長が定める職員に限る。）」とあるのは「1級の職員」とする。
- 2 この表に掲げる職員のうち、その加算割合が100分の5又は100分の10である職員であつて、勤続期間等を考慮して市長が定めるものに対する同表の規定の適用については、同表中「100分の5」とあるのは「100分の7.5」と、「100分の10」とあるのは「100分の12.5」とする。

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和5年広島市規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則別表行政職給料表の項の次に次のように加える。

教育職給料表(2)	4 級	3 種	6 9 , 3 0 0 円
		4 種	6 0 , 7 0 0 円
		5 種	5 2 , 0 0 0 円
教育職給料表(3)	3 級	7 種	2 2 , 8 0 0 円

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則別表第 4 備考の 1 の規定を適用する。